

平成30年3月29日

保護者各位

沖縄県立豊見城南高等学校
校長 石原 啓
(公印省略)

インフルエンザの対応について

時下、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、インフルエンザの出席停止期間につきましては、ご承知のとおり、学校保健安全法施行規則の一部改正を受け、平成24年4月1日より変更となっております。

つきましては、発生時の対応について、下記のとおりご確認をお願い申し上げます。

記

1. 体調不良時は、登校前に体温を測り、健康状態を確認して下さい。
発熱している場合は、無理に登校させず、自宅で療養して下さい。
インフルエンザが疑われる場合は、医療機関を受診するようお願いいたします。
2. インフルエンザに罹患した場合は、出席停止となります。
家族が罹患した場合は、体調に十分配慮し、マスク着用の上、登校して下さい。
※お願い：マスクはご家庭で準備下さるようお願いいたします。
3. 出席停止の手続き
 - (1) インフルエンザと診断された場合、学校へ電話連絡して下さい。
2日目以降は連絡の必要はありません。
 - (2) **出席停止期間は、発症した後5日を経過し、かつ、解熱後、2日を経過するまで**となります。出席停止期間中は主治医の指示に従い、家庭で十分療養して下さい。
 - (3) 発症した日（症状が出現した日）は0日です。

(例)

土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
発症日(0日)	1日	2日	3日	4日	5日	6日
発症	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能

- (4) インフルエンザに限り、診断書や治癒証明書の提出は不要です。
保護者による証明（裏面）【インフルエンザ経過報告書】と【薬の説明書】などを、回復し登校する際に担任に提出して下さい。これにより、登校可能となります。
※保護者による証明（インフルエンザ経過報告書）は学校ホームページにも載せてあります。

【お問い合わせ先】

豊見城南高等学校 保健室

TEL 098-850-1950

学校長殿

インフルエンザ経過報告書

豊見城南高等学校 年 組 番 氏名

上記の生徒は、医療機関を受診後、下記のとおりインフルエンザと診断されました。

❖ 診断結果： _____

❖ 医療機関名： _____ ❖ 診断日：平成 年 月 日

❖ 臨床検査結果または処方箋のコピー、薬の説明など添付

＝検温記入欄＝

※インフルエンザによる出席停止期間の基準；

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

(学校保健安全法施行規則第19条第2項...平成24年4月1日より施行)

	日付	測定時間：体温		測定時間：体温		体調
0日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度			
1日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度			
2日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度			
3日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度			
4日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度			
5日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度			
6日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度			
7日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度			
8日目	月 日	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度			

(発熱期間が長く、解熱2日が記録できない場合は、別の記録用紙を添付するなどしてください。)

上記のとおり、発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過しましたので、出席停止措置の中止をお願いいたします。

平成 年 月 日

保護者氏名：

印